

d 訪問計画

◎県南地区

訪問者		期日	7月3日 (木)	7月4日 (金)	備 考
1 班	村田,渡辺,遠藤, 小森,鈴木(善), 壁谷沢,佐々木, 生徒指導主事		郡 山 盲ろう	東白川 農 商	東白農商には 渡辺,壁谷沢 参加せず

訪問者		期日	6月11日 (水)	6月12日 (木)	6月13日 (金)	備 考
2 班	岡山,齋藤,半沢, 古関,白岩,石川, 鈴木(善),生徒 指導主事		棚 倉	白 河	白河女子	

(備考)白河高に小森,白河女子高に渡辺,壁谷沢,  
参加

◎会津地区

訪問者		期日	6月19日 (木)	6月21日 (金)	備 考
1 班	村田,渡辺,遠藤, 小森,鈴木(善), 壁谷沢,佐々木, 生徒指導主事		若 商 夜間部	会 津 盲ろう	

訪問者		期日	6月25日 (水)	6月27日 (金)	備 考
2 班	岡山,齋藤,半沢, 古関,白岩,鈴木 (英),生徒指導 主事		大 沼	南会西部	大沼高に村田 壁谷沢が参加

e その他の実施要項についてはつぎの通達を適用  
する。

○昭和32年5月11日付32教学「昭和32年度県立学校  
訪問の実施について」

○昭和32年8月3日付32教学「昭和32年度第2学期県  
立学校訪問の実施について」

なお,学校運営の反省をまとめるにあたっては,  
つぎの通達および手びきを参考にされたい。

○昭和32年12月7日付32教学「昭和32年度県立学校  
訪問の所見について」

○福島県教育委員会学校教育課・福島県立学校教頭  
協議会共編「高等学校経営の手びき」

B 所見

○訪問者を普通課程むき,職業課程むきの2班に編  
成し,それぞれ現場の要請にもつぎ,当該学校の  
重点教科の指導を深めることができた。

○「高等学校経営の手びき」が教頭協議会によって  
編さんされ,各学校がこの手びきによって,学校  
経営につとめており,訪問者もこの手びきによ  
って指導した。手びきに掲げられた目標に向って,  
事務局も現場もともに相たづさえてすすむことが  
できるようになり,学校訪問は手びきによる直接  
指導の場となって,指導が地につき安定したよう  
に思われる。

6. 道徳教育・生活指導の徹底を

はかるための施策

A 道徳の時間の特設

小学校および中学校における道徳教育の徹底につ  
いて文部省においては,かねてから,教育課程審議  
会ならびに教材等調査研究会に諮問し,検討してき  
たところであるが,昭和33年3月18日付,文初初第  
180号,文部事務次官通達をもって,昭和33年度か  
ら「道徳」の時間を特設し,道徳教育の充実を図る  
旨示された。

a 文部事務次官通達

前記通達の要点は,つぎのとおりである。

(1) 「道徳」の趣旨・目標・指導の内容・指導方  
法および指導の計画・実施に関しては,〔小学校  
「道徳」実施要綱〕および〔中学校「道徳」実施  
要綱〕によること。

(2) 「道徳」は毎学年・毎週1時間とし,小学校  
においては,「教科以外の活動」中学校において  
は,「特別教育活動」の時間のうちに,これを特  
設して指導すること。

(3) 「道徳」の時間における指導は,学級担任の  
教師が担当すること。

(4) 「道徳」の時間における教材の使用につい  
ては,特に慎重な取り扱いをすること。

なお,教育委員会にあつては,「地方教育行政  
の組織および運営に関する法律」第33条の規定の  
運用を適確に行うことともに,特に児童生徒に教  
科書に準じて使用させる図書教材については,こ  
れを承認にかかわらしめるように措置すること。

(1)に示す「道徳」実施要綱は,小・主学校とも  
1. 趣旨, 2. 目標, 3. 指導内容(中学校は内容)  
4. 指導方法, 5. 指導計画の作成(中学校は指導計  
画と展開) 6. 指導案の例(中学校は指導計画例)  
7. 主題の参考例(小学校のみ)からなっている。

b 県教育長通達

県教委においては,文部事務次官通達を検討した  
結果,この趣旨によって,市町村教育委員会を指導  
するのが妥当と考え,つぎの通達を出した。

○昭和33年4月5日33教学第82号小学校・中学校に  
おける「道徳」の実施要領について

c 小・中学校における「道徳」の実施要領の刊行  
県教育長通達,小学校「道徳」実施要綱,中学校  
「道徳」実施要綱,「道徳」の実施に関する参考資  
料を内容として標記図書を刊行して,道徳の時間特  
設の事態に処した。(A5版80ページ,4月14日発  
行)